

# 令和4年度盛岡地区衛生処理組合一般廃棄物処理実施計画

## 第1 総則

- 1 令和4年度盛岡地区衛生処理組合一般廃棄物処理実施計画の計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
- 2 実施計画区域は、盛岡市（玉山地域は除く）、滝沢市、雫石町を対象とする。

## 第2 し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画については、表-1のとおりとする。

表1 し尿及び浄化槽汚泥等の処理計画

種類	令和4年度処理計画
し尿	26,609 kL
浄化槽汚泥等	14,585 kL
合計	41,194 kL

※浄化槽汚泥等とは、単独浄化槽汚泥、合併浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥の総称

## 第3 処理主体

廃棄物の処理主体については、表-2のとおりとする。

表2 廃棄物の処理主体

種類	処理主体	
	収集運搬	処理
し尿	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者	盛岡地区衛生処理組合
浄化槽汚泥等	盛岡地区衛生処理組合が許可する業者	盛岡地区衛生処理組合

## 第4 処理計画

### 1 収集運搬計画

収集運搬計画については表-3のとおりとする。

表3 収集運搬計画

種類	収集運搬の方法	収集運搬見込量
し尿	許可業者が収集運搬する。	26,609 kL
浄化槽汚泥等	許可業者が収集運搬する。	14,585 kL

### 2 処理計画

#### (1) 中間処理施設

中間処理施設の概要については以下のとおり。

## 滝沢処理センター

- ・所在地 岩手県滝沢市大崎94番地194
- ・処理能力 170kL/日（し尿：120kL/日、浄化槽汚泥50kL/日）

### 1 第一処理棟

- ・処理能力 水処理：100kL/日（し尿：70kL/日、浄化槽汚泥30kL/日）
- ・処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理

※高度処理については第一・第二処理棟の処理水全量を処理

- ・供用開始 昭和60年11月

### 2 第二処理棟

- ・処理能力 水処理：70kL/日（し尿：50kL/日、浄化槽汚泥20kL/日）  
資源化：170kL/日

※第一処理棟、第二処理棟から発生する汚泥全量を資源化

- ・処理方式 水処理：膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（第一処理棟）  
資源化：油温減圧乾燥処理方式

- ・供用開始 平成17年11月

## (2) 中間処理計画

処理計画については、計画的な受入を行わなければならない。浄化槽汚泥については、施設の運転管理上、1日の受入量の30%を基本とし、計画的に受入を行うこととする。

## (3) 資源化計画

余剰汚泥、し渣は汚泥再生処理センターにおいて油温減圧乾燥処理方式で肥料として資源化する。

資源化製品は地元還元することを基本とする。

## (4) 最終処分計画

最終処分計画については表4のとおりとする。沈砂物及び受入槽及び貯留槽清掃汚泥は、一般廃棄物処理の許可を受けている業者に委託し最終処分する。

表4 最終処分計画

施設名	廃棄物の種類	収集運搬の方法	最終処分の場所と 処理方法
滝沢処理 センター	し尿、浄化槽 汚泥沈砂物	一般廃棄物（汚泥等）収集 運搬許可業者による運搬	一般廃棄物（汚泥等）処理 許可業者による焼却処分
	受入槽、貯留 槽清掃汚泥	一般廃棄物（汚泥等）収集 運搬許可業者による運搬	一般廃棄物（汚泥等）処理 許可業者による焼却処分